会 議 録

会議の名称	令和元年度第1回 枚方市社会福祉審議会 児童福祉専門分科会 児童福祉施設認可審査部会
開催日時	令和元年 10 月 11 日 (金) 午後 3 時 00 分から午後 4 時 30 分まで
開催場所	枚方市市民会館2階 第5集会室
出席者	会 長:大西委員 委 員:荒委員、川元委員
欠席者	副会長: 冨岡委員 委員: 仲委員
案 件 名	 (1) 平成30年度認可施設の運営状況について ・走谷ちどり保育園(保育所) ・みずき敬愛保育園(保育所) ・小規模保育園 のはらうた(小規模保育事業A型) ・樹保育所 宮之阪園(小規模保育事業A型) (2) その他
提出された資料等の 名称	資料1 平成30年度認可施設に関する資料参考資料1 委員名簿参考資料2 過去の開催状況について参考資料3 関係法令等抜粋参考資料4 保育施設の整備状況及び待機児童数の推移参考資料5 市内施設位置図
決 定 事 項	
会議の公開、非公開の別 及び非公開の理由	公開
会議録の公表、非公表の 別及び非公表の理由	公表
傍聴者の数	_
所管部署 (事務局)	子ども青少年部 子育て事業課

審議内容

【会長】

それでは、ただいまより、令和元年度第1回枚方市社会福祉審議会、児童福祉専門分科会、児童福祉施設認可審査部会を開会いたします。

今年度、第1回目の認可審査部会ということで、委員の皆様の中には、前委員から交代され、初めてご 出席いただける委員の方もおられます。後ほど、事務局から本日の出席の委員の紹介をいただいた上で、 審議へ入っていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

さて、本日の案件でございますが、今年度、新たに認可を予定している施設はないとのことですので、 平成30年度に委員の皆様にご意見をいただき、市が認可をした施設の現在の運営状況につきまして、事 務局から報告を受けたいと思います。

なお、本日は、午後4時半までには終了したいと考えておりますので、委員の皆様には、スムーズな進行にご協力をお願いするとともに、活発な意見交換にしたいと思いますので、よろしくお願いします。

それでは、事務局から本部会の委員のご紹介、また、事務局の職員につきましてもあわせてご紹介をお願いしたいと思います。

【事務局】

本日は、お忙しい中、お集まりいただきまして、まことにありがとうございます。 事務局を担当しております、子育て事業課、課長の多田でございます。どうぞよろしくお願いします。

それでは、開会にあたりまして、子ども青少年部長の杉浦よりご挨拶をさせていただきます。

【事務局】

皆さん、こんにちは。子ども青少年部長の杉浦でございます。開会にあたりまして、一言、ご挨拶申し上げます。本日はご多忙のところ、ご出席いただきまして、本当にありがとうございます。また、平素は、本市子育て支援行政にご理解、ご協力いただき、重ねてお礼申し上げます。

さて、本市では、「めざせ!!通年のゼロ」を目標に、保育所等の入所枠拡大を進めてきた結果、今年 度当初におきましては、国基準に基づく待機児童ゼロを実現いたしましたが、既に5月以降は、待機児童 が発生しており、通年の待機児童解消に向けて、引き続き、取り組みを推進していく必要がございます。

去る9月1日には、市長選挙が行われ、伏見隆市長が再選されました。市長は、2期目においても、「子育て環境の充実」を重点的に取り組む施策の一つとして掲げており、今後も、既存の発想にとらわれない新たな手法で入所枠の拡大を図っていくとしております。

本日は、今のところ、次年度に向けて、新たな施設の創設や、認定こども園への移行が予定されていないことから、本認可審査部会で認可に関するご意見をお伺いするという案件はございませんが、委員の皆様には、子どもたちにとって良好な保育環境を提供できるよう、それぞれの専門的見地から忌憚のないご意見をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

本市といたしましても、いただいたご意見を尊重し、今後とも、安心して楽しく子育てができるまちづくりに努めてまいりますので、引き続きのご支援をお願いいたしまして、ご挨拶とさせていただきます。

【事務局】

それでは、本日の部会が、今年度初めての開催となり、また、新たに就任された委員もいらっしゃいま すので、改めてまして会長も含め、委員の皆様のご紹介をさせていただきます。

(委員紹介)

次に、恐れ入りますが、事務局の職員を紹介させていただきます。

(事務局紹介)

【会長】

皆様、どうぞよろしくお願いを申し上げます。それでは、引き続きまして、事務局から委員の出席状況 及び資料の確認並びに、会議の運営方法についての説明をお願いしたいと思います。

【事務局】

それでは、本日の委員の皆様の出席状況ですが、出席委員は3名で、「枚方市社会福祉審議会条例」第7条第3項の規定に基づき、本部会が成立していることをご報告申し上げます。

続きまして、お手元の資料の確認をさせていただきます。

(資料説明)

それでは、続きまして、本会議の運営事項についてご説明をさせていただきます。

本日の参考資料3番、関係法令等抜粋をご覧いただけますでしょうか。参考資料3の1、会議運営事項の確認ですが、まず、会議を公開とするか非公開とするかについて、枚方市社会福祉審議会条例第8条第1項に審議会の会議は原則公開とされております。例外としまして、枚方市情報公開条例に定める非公開情報を扱う場合は、会議を非公開とすることができるとされておりますが、本日の案件につきましては、昨年度ご意見を伺い、既に認可済みの案件につきまして、写真等もご覧いただきながら、現在の運営状況等について、ご報告をさせていただくといった内容であり、枚方市情報公開条例に定める非公開情報は含まれておりませんので、会議については公開とすることが適当と考えております。

また、枚方市社会福祉審議会条例第8条第2項には、会議の議事については、会議録を作成しなければならないとされており、本会議終了後、事務局において会議録を作成いたします。会議録につきましても、原則公開することとされておりますので、事前に委員の皆様にも内容をご確認いただいた上で、本市ホームページ等で公開していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

会議運営事項の説明につきまして、以上でございます。

【会長】

ただいま、事務局から会議の運営事項等について説明がございました。

本審査部会は、本日の案件については、その内容に照らして原則どおり公開ということが適当ということになります。また、会議終了後に事務局において会議録を作成し、ホームページ等で公表するとのことでございます。市民の知る権利を保障するという情報公開の趣旨からも、事務局の説明どおりに取り扱うことが妥当であると考えますが、皆様、よろしゅうございますでしょうか。

<「異議なし」の声あり。>

【会長】

それでは、本日の議題へと入ってまいりたいと思います。案件1「平成30年度認可施設の運営状況について」でございますが、昨年度、本認可審査部会において、さまざまな意見を出させていただき、それをもとに認可した各施設について、事務局において現地確認などを行い、我々が指摘した内容の改善事項等について、報告いただけるということですので、よろしくお願い申し上げます。

【事務局】

案件1のご説明に先立ちまして、まず本市における現時点での来年度に向けての新たな施設の認可予定等について、ご説明をさせていただきます。

まず、保育所、地域型保育事業について、現時点で新たな施設の認可の予定はございません。また、認定こども園への移行についてですが、本年6月に私立保育所に認定こども園への移行に係る意向調査を行い、7月に移行に係る説明会を実施いたしました。また8月に最終の意向確認を行いましたが、令和2年度に移行を希望する施設はございませんでした。同様に私立幼稚園には7月に意向調査を行いましたが、移行を希望する施設はございませんでした。

そのため、本日の会議では、来年度に向けて新たに認可を予定している施設はございませんので、平成30年度に委員の皆様にご意見をいただき、市が認可をした施設の現在の運営状況につきまして、事務局からご報告をさせていただきたいと思います。

それでは、案件1、平成30年度認可施設の運営状況について、ご説明をさせていただきます。

まず初めに、参考資料2をご覧いただけますでしょうか。案件1の本題に入ります前に、これまでの本認可審査部会の開催の経過等につきまして、改めてご報告させていただきます。

まず、平成28年度につきましては、平成28年11月18日に第1回会議を開催し、案件として資料に記載のとおり、小規模保育事業A型及びB型の施設、計4件の認可について審査をいただきました。

平成29年度につきましては、平成29年12月26日に1回開催をしており、案件としては、小規模 保育事業A型の施設3件の認可について審査をいただきました。

また、昨年度、平成30年度につきましては、平成31年1月25日に1回開催をしており、案件としては認可保育所2件、小規模保育事業A型2件、認定こども園への移行2件ということで、計6件の認可についての審査をいただいたところでございます。

それでは、平成30年度に認可した施設の運営状況についてご説明をさせていただきます。

昨年度の認可審査部会では、先ほどの参考資料2でご説明をさせていただきましたように、保育所、小規模保育事業、認定こども園への移行で、あわせて6件の案件についてご審議をいただきました。本日の参考資料5に市内保育施設の位置図を用意しておりますので、ご参照いただければと思います。

会議の中でいただいたご意見を踏まえ、事務局から各施設に対し、内容の確認や、運営方法の見直し等を求めたり、書類の差しかえ等のやりとりをさせていただき、最終的に本市の責任において、各施設の認可をさせていただいております。また、本日の資料とは別に、昨年度、ご意見をいただいた内容について、参考にお配りしています。こちらは、昨年度の会議で各施設に対していただいたご意見と、その後の対応をまとめたもので、既に前回の会議後、各委員の皆様にお送りしているものと同じものでございます。この後のご説明とあわせてご参照いただければと思っております。

なお、昨年度にご審議いただきました施設のうち、参考資料5のEの明善めぐみ園と、Fの明善第弐めぐみ園という二つの認定こども園への移行をした施設がございますが、こちらの施設につきましては、昨年度の会議でも特に指摘事項はございませんでしたので、現在も問題なく運営をされているというご報告をもちまして、本日は詳細なご説明は省略をさせていただきたいと思っております。

それでは、本日の資料1に沿って、こちらのスクリーンもご覧いただきながら、ご説明をさせていただきます。

ここからは、平成30年度認可施設の運営状況についてということで、画面にあります4施設の現在の 状況について、写真などもご覧いただきながらご説明をさせていただきたいと思っております。

お手元の資料に、パワーポイントの画面を印刷した資料もございますが、その後ろに、各施設の平面図 を添付させていただいておりますので、図面とスクリーンをあわせてご覧いただきながら、お聞きいただ ければと思います。

では、次のページに移らせていただきます。

まずは、走谷ちどり保育園についてでございます。こちらは、平成31年4月に枚方市立走谷保育所が 民営化されまして、社会福祉法人晋栄福祉会に運営が移管された施設でございます。今回、民営化に合わ せまして、老朽化した園舎を法人により建て替えを行っており、この6月から仮設園舎での保育を行って います。新園舎につきましては、順調に工事が進めば来年2月ごろに完成の予定であり、来年4月からは 30人の定員増も行っていただく予定です。なお、仮設園舎は90人定員、新園舎は120人定員での運 営となる予定でございます。

次のページへ移ります。こちらは現在、運営されている仮設園舎の様子でございます。仮設園舎につきましては、この園舎から約100メートルほど離れたところに法人が土地を借りまして、仮設園舎を建設されています。仮設園舎ということですので、必要最小限の規模で運営されておりますが、保育室や園庭などにつきましては、基準を満たした面積は確保いただいていることは確認をしております。ちょうど写真を撮りに伺ったのがお昼寝の時間でしたので、こういった形の写真になっておりますが、まだ暑い日だったんですが、エアコンももちろん設置をされておりますので、仮設園舎といいましても、室内は快適な状態でございました。また、付近は比較的自然も多いところで、蚊などの害虫も多いと聞いておりますが、法人で保護者からの要望に応えて、網戸の設置などの対応をしていただいていると聞いております。

一番右下の写真が園の入り口ですが、門扉はオートロックとなっており、また、仮設園舎ということで、廊下などに鉄骨の柱や、壁のところに筋交いが出ているところもあるんですが、事故防止等のためクッションを巻くといった安全対策を法人でしていただいています。ちょっと見にくいですが、下の真ん中の写真で、手前の柱に青いものが巻いているのがご確認いただけると思いますが、そういった形で子どもが衝突等しても、クッションになるようなものをつけていただいております。

また、一番左下の写真は事務室内の医務スペースですが、仮設園舎ということもあり、今のところは簡易ベッドを置いて対応しているといった状況になっていますが、新園舎では個室が整備される予定となっています。

また、最後に余談とはなりますが、当該施設は民営化園ということで、この7月に民営化後の保護者アンケートを実施していますが、法人にご努力いただいているということもあり、保育についての満足度は80%を超えており、過去の民営化園と比較しても、高い割合になっていると思っております。 次のページでございます。

こちらは、新園舎のイメージパースです。もとの保育所の建物の面影を残しつつ、一部2階建てとして、敷地の有効活用も図るというような形でされております。

次のページへ移ります。こちらが、現在建設中の新園舎の図面になります。仮設園舎ではなかった遊戯室や、2階にはプールも整備される予定です。また、バリアフリーのため、エレベーターも設置される予定になっております。先ほど触れました医務室につきましては、玄関横の事務室の奥に整備をされる予定となっております。また、下の方に現在の工事の状況の写真を掲載しておりますけども、先週、見に行かせていただいた段階では、2階までほぼ鉄骨が組み上がっているといった状況でした。

次のページへ移らせていただきます。こちらは、次の園になりますけども、みずき敬愛保育園の写真でございます。こちらの施設につきましては、今年の7月に開園をしており、定員は90人となっております。図面については、昨年度の認可審査部会で、資料として添付したものと同様のものでございますが、特に施設面でのご指摘はなかったと思いますので、写真により施設の現状をご確認いただければと思っております。

1階につきましては、各歳児、0、1、2歳の保育室と、各トイレ、階段等の写真も掲載させていただいております。また、下段の右から2枚目の写真にベッド等が写っているかと思いますが、こちらは、医務室の写真となります。左上には調理室の写真を掲載しております。左下の写真が正面から見た外観の写真でございます。

続きまして、次のページ、2階部分に移らせていただきます。みずき敬愛保育園の2階ですが、こちらには3歳から5歳までの保育室と遊戯室などが設けられています。また一部、テラスになっている部分がありますが、こちらにはプールが設置されており、下段中央の写真にその様子が写っております。ちょっとわかりにくいですが、奥の方に水色に見えているのがプールでございます。

あと、この建物の3階部分については、図面は添付しておりますが、倉庫等で使用されており、また屋上につきましては、一部、花壇や菜園等がつくられていますが、今のところ、日常的に保育に使用されるものではないと聞いておりますので、ご説明は省略させていただきます。

続きまして、次のページが、小規模保育事業の施設になります。小規模保育事業A型の1件目、「小規模保育園のはらうた」の様子になります。こちらは、廃止をされました市立の図書館分室跡を活用し、小規模保育施設を設置、運営する法人を公募させていただき、近隣で青桐保育園という保育園を運営しております、社会福祉法人交北会により、1、2歳児で19人定員の小規模保育施設として運営されております。

これは、2階建ての建物の1階部分になりますが、一部網掛けをしているところは保育所以外の用途で使用されている部分になります。この部分は、本市教育委員会の文化財担当課が、発掘した遺物などの保管や洗浄などの作業に使用しているスペースになります。

右上のほうには、保育室の入り口付近の写真を掲載しており、少し見にくいですが、その下に矢印で示しているところは、敷地の空きスペースなんですが、ここに法人で簡易な砂場等を整備していただいている様子を写しております。また、左側の写真ですが、近隣で法人が駐車場を借りており、この広い駐車場の中で2台分のスペースを保護者の送迎用に確保されています。この写真の、左奥に見えている建物が、小規模保育施設のある建物になりますので、歩いてすぐ近くのところに駐車場を借りていただいております。付近には、医療機関等もあり、路上駐車なども多いところですが、法人におきましては送迎時間帯に警備員を配置するなど、近隣にも配慮をした運営をしていただいております。

次のページが保育室部分を拡大した図面であり、内部の様子についてご説明をさせていただきます。右下の広い保育室1と書いている部分と、その上の玄関前のところに保育室2がありますが、それぞれのスペースを使い、1、2歳児混合で保育をされています。昨年度の会議資料の図面には、玄関前の保育室2の部分にはベンチが設置されるというような記載になっていたんですけども、広いスペースを確保した方がよいのではないかといったご意見も、そのときにお伺いしており、最終的には写真のように、ベンチは設置されておりませんので、こういった形でスペースを確保されております。また、こちらの保育室2につきましては、玄関の部分とつながっており、玄関部分に多少の段差があるため、高月齢の園児が座って工作をするなどのように、目的に応じて活用されております。

また、玄関から入って一番奥のところに予備室と書いている部分がございます。こちらに医務スペース を確保される予定であるということを、前回の会議のときにもご説明をさせていただいておりますが、ま た、保護者とゆっくり話をするスペースも欲しいという保護者からの声もあり、法人でご対応いただき、スライドの左側の写真のように、予備室の一部を壁で仕切りまして、医務スペースを確保されています。ただし、現時点では室内側の壁が未完成の状態になっており、簡易ベッドを置いているという状態ですが、早期に整備をいただくように、法人にはお願いをしているところでございます。

「小規模保育園のはらうた」につきましては、以上でございます。

次に、最後の施設になりますが、小規模保育事業A型の2件目、「樹保育所 宮之阪園」についてでございます。こちらは、昨年度までは、小規模保育事業B型の施設として1、2歳児10人定員で運営をされていましたが、この4月から小規模保育事業A型に移行し、0、1、2歳で19人定員の施設として運営をされています。ちなみに、小規模保育事業A型、B型の違いにつきましては、職員配置の面で、A型につきましては、必要保育士は全て保育士の有資格者、B型につきましては、必要保育士の2分の1以上が保育士の有資格者の配置が必要という点が異なります。

今回の定員増に合わせて、従来は1階だけを使って保育をしていましたが、2階部分も保育室として使用するため、準耐火構造の建物にする必要がありましたので、設置者の方で準耐火構造に適合するための工事を実施されています。

まずは1階部分の写真ですが、上部にトイレの写真を2枚掲載していますが、このトイレのスペースの中に、大人用の普通のトイレの他に子ども用のトイレが設置されています。また、おまるも使用されており、トイレの中に保管されています。

当初は、昨年度の会議の説明では、1階で1、2歳児、2階で0、1歳児の保育を予定されていたんですが、認可審査部会からのご意見を踏まえ、最終的には1階で0歳、1歳、2階で1歳児、2歳児を保育しています。1歳児につきましては、月齢等に応じて1階と2階に分けて保育を行っておられます。また、沐浴は浴室の一部を使っています。左側の真ん中の写真になります。

続きまして、2階部分です。次のページが2階の写真になります。今回、準耐火工事に合わせまして、中央下段の写真のように2階部分に新たに、水回りということで、手洗いを1か所設置しております。手洗い等のたびに、保育士がその都度1階に降りなくてもいいように設置しています。

右上に階段の写真を掲載しております。昨年度の会議でも一般住宅用の階段ですので、傾斜が急であるということもあり、危険性についてご意見をいただきました。それを踏まえまして、乳児を1階で保育するなど修正を求めてまいりましたが、それ以外にも施設面での対応としまして、子ども用の手すりや、階段の滑り止めなどを設置者の方で設置いただいております。また、階段の上下には転落防止のゲートも設置されております。また、運用面でも、階段の昇降の際には多くても3人までの児童ということにしており、前後に職員がついて移動をしているということでございます。また、子ども一人で利用するときには、二人が並んで歩けるだけの幅がありますので、職員が手をつないで昇降しているということであり、今のところ、事故など危険な状態は起きていないと聞いております。

また、避難経路については2方向避難が求められますので、基本的には階段で2階から1階に避難をしますが、火災等で1階に降りることができない場合につきましては、今回、準耐火の工事を行ったことにより、バルコニーに一時的に避難をして、消防の救助を待つということで現在は対応をされております。

各園の施設面についてのご説明は、非常に簡単なご説明ですが、以上とさせていただきます。

続きまして、昨年度の会議に提出させていただきました資料について、各施設で作成をする国の保育指針に基づく「保育の全体的な計画」という資料がありましたが、この全体計画について、平成30年度に改正された国の保育指針に準拠していないのではないかというご意見をいただいておりました。

事務局から各施設に確認し、修正した計画の提出を受けており、資料1の図面の後ろに、各施設分を添付していますので、ご確認いただきたいと思います。主なご指摘内容としては、一番上の走谷ちどり保育

園の例で申しますと、中ほどの一番左の列に「◎教育」と書いているところがあります。保育の全体的な計画ということで、乳児、1歳、2歳、3歳、4歳、5歳の各歳児に応じた狙いを書いていますが、改訂された保育指針に基づきますと、0歳のところが、今、三つの視点と書いておりますけども、以前の保育指針では、<math>1歳以降と同じように五つの領域ということになっていたんですが、去年の会議で提出をさせていただいていた資料ではこの点が、新たな保育指針の内容を反映できていないというご意見がございました。これについては、各施設に説明し、6回差しかえの書類を提出いただいております。

ただ、3枚目にあります「小規模保育園 のはらうた」のものにつきましては、若干、体裁が異なったものになっておりますが、こちらの施設につきましては、1歳、2歳のみの施設であり、0歳児の保育はしておりませんので、この三つの視点というものは、こちらでは含まれておりませんので、念のため申し上げます。

また最後、4枚目の「樹保育所 宮之阪園」の計画ですが、今回ご説明させていただいている施設の中で、この「樹保育所 宮之阪園」だけが個人で経営をされている施設になります。他の施設については、社会福祉法人ということで、保育所等を経営されている法人が運営していますが、こちらの「樹保育所宮之阪園」だけが個人で経営をされている施設ですので、昨年度の会議の中でも施設長の方、個人できちんとした計画をつくることができるのかといった懸念や、公立保育所を小規模保育施設の連携施設に設定しているんですが、連携施設となっている公立保育所の支援が必要ではないかといったご意見もいただいておりました。こちらの施設の計画につきましては、連携施設となっている公立保育所の所長にも依頼をしまして、内容について確認や助言を行いながら作成をいただいたものとなっています。

大変簡単なご説明ですが、保育の全体的な計画については、このような修正をしております。

また、その他、昨年度の会議でいただいたご意見としては、各施設で作成されている危機管理や防犯といった各種マニュアル類についても確認をしておく必要があるのではないかとのご意見をいただいておりました。これについては、本日の会議に先立ちまして、短時間ではありますが、会長に中身をご覧いただき、確認いただいております。

案件1についてのご説明は以上とさせていただきます。

【会長】

ただいま、事務局から案件1について報告がありました。ここまでの説明について、何かご意見、ご質問等があれば、お願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

【委員】

樹保育所宮之阪園は、私の住んでいる校区になりますので、それですごく関心があるんですが、この場所はどこになりますか。

【事務局】

宮之阪の駅前の通りにパチンコ屋さんがありますが、そのすぐ裏手ぐらいになります。

【委員】

そうですか、宮之阪保育所があった、あの辺りとは全然別なんですね。

【事務局】

今の宮之阪サクラ保育園とは全く別の施設で、もう少し駅側にあります。

地図を見ても、同じようなところかなと思ったもので。やはり、個人が運営されていると聞きましたので気になったのですが、パチンコ屋さんの裏ですか、わかりました。

【会長】

ここは、一軒家でしたね。

【委員】

周りの家もそうですね。

【会長】

そういうところになります。

いかがでしょうか。忌憚のないご意見をどんどん言っていただいて。

【委員】

先程の樹保育所宮之阪園ですが、特別に保育所として新築されたのではなく、一般の住宅を保育所に使 用しているということですが、こういうケースはよくあるんですか。

【事務局】

こちらは、認可の保育所ではなく、小規模保育事業実施施設になりまして、もともと認可外として運営されていたところで、基準を満たすものについて市が事業認可した施設になります。最初は、平成29年度に職員配置基準が少し緩やかな小規模保育事業B型として認可をし、施設側の希望もあり、この度、A型に移行すると同時に、0歳児の定員も設定しました。

【委員】

先ほども階段のバリアフリーとかちょっと言われていましたが、もともと一般の方が住むように設計されています。こういうところで保育するにあたり、事故等については報告はないんですか。

【事務局】

施設にお伺いしたときに、施設長に確認しましたところ、先ほど、説明にもあったんですが、基本的に、多くても3人の子どもで、前と後ろに保育士がついて上ったり下りたりしているということで、一人のときは、子どもと保育士が手をつないで昇降しているというところで、今のところ、危険な事例はないということは聞いています。

【委員】

これは借家じゃなくて、購入された物件ですか。

【事務局】

持ち家になります。

聞くところ、今、家庭用のエレベーターってありますでしょう。やはり、そういうものの設置というのも考えていただいたらと思います。スペースがスペースですので、こういう設計になるとは思うんですが、園児さんだけじゃなく、保育士さんとか、職員さんのほうも、かなり危ないように感じます。それとあと、火災の場合に避難するところですね。そういうのを、建物にすぐ隣接というか、建物の中の避難所ということで、そういうのもいざというとき、どうなのかなと思います。事故絡み、災害絡みということでこういう建物については、そういう部分を心配しますね。

【事務局】

ありがとうございます。

【会長】

この小規模保育事業というものができてから、小規模保育施設がいろんなところでできているのですが、ビルの一室を借りてされる場合が多いです。それから、民家のこういう形態もないことはない。ただ、子どもの生活を優先してということで考えますと、こういうタイプをA型でというのはちょっと少ないですね。やはり、ストレートの階段ですので、いくら注意しても、落ちてしまうと、そのまま、ずどんと下まで行ってしまうんで、その辺がちょっと心配は心配です。今、委員が言っていただいたように、家庭用のエレベーターですね。ああいうものの設置を考えてもらうというのも一案かなと思います。

それと、この建物の場合、避難ということを考えると、2方向で避難をしないといけないのですけど、2階の場合は、もう階段を使うしかないんですよね。さっき説明がありましたように、バルコニーに逃げて、救助を待つという形になります。ちょっと、先ほどもそれを見てて、外側に回り階段みたいなのをつくるとか、滑り台とかですね。そういうのを設置すると、2方向避難ができるので、いいのかなとは思うんです。これ、持ち家でということになっていますので、それだけ資金等がかけられるかどうかというのはなかなか難しいところかなと思います。

去年もこの話が出たときに、このままB型で置いておいたらどうかというようなお話もあったと思います。A型で、0歳まで含めた多くの子どもさんを預かる小規模保育施設としてはなかなか無理があるんじゃないかという意見は、委員の中から出てました。やはり、他の皆さんもご心配されていました。

【委員】

ここは、大体の立地条件を知ってるだけに、0歳とかね、1歳ぐらいだったらまだ、お散歩もないと思いますが、3歳までの施設ですものね。

【事務局】

2歳までになります。

【会長】

本当いうと、0歳児もバギー等で、外へ出てというようなこともあります。

【事務局】

ちょうど、この撮影に行ったときが、お散歩の時間でして、0歳児がバギーで、1歳、2歳児は手をつないでという形で、公園のほうに出かけていっていました。

避難場所というのがある。写真で出てる右側の一番下のところですよね。

【会長】

それは避難場所じゃないですね。いわゆる、一時退避ですよね。

【委員】

退避ね。

【会長】

だから、そこで待ってると。消防が遅れたら焼け死ぬという事になってしまいますので。ちょっと、それは避難経路ということになるとやはり心もとないと思ったりします。

【委員】

あと、隣接で、隣の住居との距離とかそういうのはどうなっていますか。

【事務局】

バルコニーのこちら側は、幅が4メートル以上の道路になっていまして、消防車とか、はしご車が置けるようなスペースはあるんですが、逆側につきましては、すぐ隣の民家があるような状態です。

【委員】

一般の建て売りとかですと、どうしても隣の住居がありますからね。

【会長】

そうですね、隣接してますからね。

【委員】

自分とこから火を出さなくても、隣からということもありえますね。

【会長】

そうです。そのとき、万が一の対策をきちんとしておかないと、公的な機関としては、いささかどうかなというふうに思いますね。

それと、さっきも説明がありましたが、2階に流し台を設置されて保育士が下まで手洗いに行かなくてもいいようにしたということですから、もう一歩踏み込んで、子ども用の手洗いもつけておくのが当たり前の話じゃないかなと思うんですけどね。でも、トイレが下なんで、やはり1、2歳は必ず階段を使ってトイレに行くということになりますから、2階にトイレの設置というようなこともできれば一番いいんですけどね。子どもたちの生活に対して制限がかかるということで、いささかどうなのかというところはあるんですけど、実際、動きだしてやっているわけですから、子どもたちの安全を確保できるようにしないといけません。ここにマニュアルがあるので、実際に見ていただいたらいいと思うんですけど、そういうマニュアルをきちんとして、何かが起こったときの対応策がすっとできるようになってないといけないと

思います。ここの樹保育所宮之阪園の場合、保育計画、全体的な計画を見ますと、月に一度、避難訓練と 書いてあるんですが、これはちゃんと実施されているんでしょうか。

【事務局】

毎月、想定を変えまして、避難訓練をされております。実施された記録というのも、とっておられるので、そちらの確認はしております。

【会長】

そうやって子どもたちが、少しでもそういう避難の訓練ですね。それによって、少しでも慣れてもらうと、混乱を防げるということになりますので、設備的にちょっと、どうなんだろうと思っていても、やはり、ふだんの訓練によって少しは混乱を防げるというのもあると思います。大概のところは月1で訓練をしています。

【委員】

火災等が、ここからもし出火というようなことになったら、周りの地域の方も手を差し伸べてくれると思うんですけどね。だから、災害への備えというところで、最後に、地域との連携という文言があるんですが、保育所が近所にできるといったら、いろんな問題が出てくるので、そういうのも常日ごろ、連携をうまくしていただいて、いざというときに、お互いに助け合うというような関係をつくっていただいたらいいと思います。

【委員】

走谷の保育園も前の保育所のあったところですね。

【事務局】

走谷保育所があったところの、100メートル離れたところに今、仮設園舎を建てておりまして、今は 仮設での保育となっているんですが、戻るときはまた、元の走谷保育所があった場所に戻ります。

【会長】

小規模保育園 のはらうたですが、こちらも、全体的な計画として、このように出てますけれども、これは全体的な計画でいいんですが、保育課程ということで、他の園がつくっているような形とは、かなり違うんですね。そして、非常に大ざっぱな側面が見えるかなと。こちらの方をみていただくと、他のとちょっと違うのが分かります。

もう少し、具体的に、お書きいただいたほうがいいかなというように思う点があります。他と比較しますと、これが案外、大ざっぱ過ぎると思います。そこでなされている保育の専門性を発揮して、保育が実際どういうふうに展開されているか、それが、これを見ればわかるという資料なのに、ちょっと大ざっぱ過ぎると。それから、一番問題なのは何かというと、これを作成した責任者が書いていないです。これがちょっと問題かなと思いますね。

それから、この走谷ちどり保育園の方はちゃんと園長の名前まで載っていて、誰の責任でつくってるかというのは分かるわけですね。みずき敬愛の方は、主任保育士と園長と、これだけしか書いていないので、これはやはり個人名をちゃんと入れて、誰が責任を持ってつくられたのかというのを、明記していただいたほうがいいかなと思います。

それから、樹保育所宮之阪園も、これ園長がお書きになったんだと思うんですけど、作成者の氏名を ちゃんと明記していただいたほうがいいんじゃないかなと思います。

【事務局】

ありがとうございます。

【委員】

こういう書類のひな形的なものはないんですか。

【事務局】

そういった保育関係の専門書とかがありますけど、特に樹保育所宮之阪園などは、そういった書籍なんかも参考にされて、ベースはつくられています。

【会長】

大体、子どもの年齢に合わせて、幼稚園の場合だったら、幼稚園指導要領というのがあり、それに準拠した形で、保育所保育指針いうのがありまして、それにその年代、月齢においては、どういうことをというのは、大まかなものはあります。それに、今度、自分たちが園で保育をするときに、それにのっとった形で、自分の園での具体案ですね。それを盛り込んでいったのが、この保育課程ということになります。ですから、一応、ひな形のもとのエッセンスを書いてあるのは全部出てますから。それに大体従って、それぞれのところで肉づけをされていくんですけど、なかなかこれは難しい。保育がちゃんとわかってないとできないみたいですね。

いかがでしょうか。ほかのところで。

【委員】

細かい字で、しっかり私も読めてないのですけども、しっかり何番地という施設の住所は、ここには書いてないんですね。

【事務局】

そうですね。昨年度の会議の資料ではそういったことも記載していたのですが、すみません。先ほど少し、宮之阪園の場所を聞いていただいてましたが、そこの住所は、宮之阪3-5-55です。

【委員】

3丁目でしたね、はい。

【委員】

おのおの、園の方針が違うのは当然ですので、突っ込んだお話はできないと思いますが。

【会長】

率直なところで、いろいろお聞きいただければいいかなと思うんです。来年、先ほど、事務局のほうから説明があったと思いますが、来年新たな認可はなしということですね。

【事務局】

次の令和2年4月に新たにオープンするような施設はありません。あと、認定こども園への移行もありません。今回、幼児教育・保育の無償化が始まりまして、皆さん、その対応に、どちらかというと追われているというところと、その無償化の影響を見たいというところもありまして、この令和2年4月の移行の希望はないです。その次の令和3年4月になりますと、若干聞いている施設はございますので、またこちらで、ご意見をいただくことになると思います。

【会長】

幼児教育・保育の無償化が令和元年10月から、今月から始まっているわけですけども、実際上、所得制限とかいろんな制限がありますね。そういうようなところと、それから、国の負担額、25,700円でしたか。それ以下の保育料でやってたところは、そこまでばっと引き上げて、便乗値上げとかですね。いろんなことの問題が出てたり、それから、今の保育料の中に、給食費等なんかを含んでたのが、それは外に出たんですね。だから給食費は実費負担ということになってしまってるんですけども、体操のお兄さんがやってる宣伝のコマーシャルなんかでは、あんまり、その辺のあたりは言っていない。担当の、市のほうの窓口へお聞きくださいという、そういうようなことが出てるだけなので、多分、これから、給食費関係でもめるところがたくさん出てくるかなと思います。小学校でも、給食費払わないというような人がいるんですけど、実際上、払わないから食べさせないというわけにはいかないんで、結局、食べていただくということをする。だけども、そしたら、払わなくても食べられるからといって、ずっと払わないというような人も中には、いるんじゃないかということがすごく懸念されてます。だから、多分、これからいろんなところで問題が多々出てきて、そこのところが、一応落ちついてからですね、次の認可の申請というのを考えられることになってくるのかなと思うんです。

この専門分科会からすると、待機児童が出てる限りは、何とか、それの解消策を練らないといけませんので、手控えていただくよりは、何か小規模でも、やはり、名乗り出ていただいて、増やしてく方針を打っていかないといけないかなと思います。ある程度、待機児童を減らすという方針を、やはり推進していかないといけませんので、そういう認可の申請を、やはり、市としては呼びかけるということは必要ではないかということですね。

【事務局】

ちょうど、子ども・子育て支援事業計画は、今年度で1期計画が終わりまして、次が2期計画になります。2期計画の量の見込みと確保方策を、ちょうど今、見込んでる最中でございます。そちらにつきましては、子ども・子育て専門分科会という、別の分科会の方で、ご意見を頂戴していまして、今、進めているところで、間もなく、皆様方にも本市の量の見込みというのがお示しできる段階になってくると思っております。

【会長】

はい。その辺、子ども・子育て専門分科会と、認可審査部会と2本立てみたいな形になってるので、今日は所用で欠席されてますが、冨岡委員がなぜ入ってるかというと、両方兼ねてますので、それで、うまく連携がとれるようにということで、お願いをしたということでございます。

よろしいでしょうか。認可したものが今現在、このような進捗状況にあるということでございます。ですけど、今、ご指摘いただいたこととか、ご懸念いただいているような側面だとか、ご提案いただいたことというのは、非常に貴重だと思いますので、ぜひとも、より子どものことを考えた保育を充実させると

いう観点からも、認可されてる施設ももっとよりよい保育が提供できるように、進めていかないといけないかなと思いますので、各委員から出た意見を、また、施設のほうへフィードバックしていただいて、よりよい保育が展開できるように、ご指導いただければと思いますので、よろしくお願いします。

それと、このマニュアルですけど、マニュアルというのは常に作っていく、作ったらそれで終わりではなくて、そのマニュアルを活用して、いろんなヒヤリハット、いろんなことが起こることに対する対応がちゃんとできるためにマニュアルを作るわけですから、いろんなことに対してのマニュアルを、もう一度再点検して、どんどん、ブラッシュアップしていって、いいものにしていかないといけないですね。だから、作ったら終わりではなくて、そのあたりもしっかりやってるかどうかの点検とか、それから、先ほどの階段の、実は、樹保育所宮之阪園なんか階段のことでの避難訓練とかはいろいろ書いてありますけども、もしそこで起こったときの対応マニュアルというのはちょっと見えなかったというのがありますので、そういうあたりのところも、もう一度、市のほうで精査してもらって、対応していただければと思います。

そういうことでよろしいですか。また、マニュアルは本当に見ていただいたらいいんですけど。

【委員】

難しいですね。あそこの階段のとこだけはやはり気になります。子どもは知恵がありますので、最初はできなくても、開けられるというのを、私も子育てをしているとき、あのようなものをつくった記憶があるので。

【会長】

そうですね。階段の1階のところのゲートですね。開けて、上っていって落ちるということがね。

【委員】

子どもらがね、開けたりもしますよ、親のしてるのを見ててね。

【会長】

施錠していても。

【委員】

行けないところは余計行きたいっていう気持ちがあるのでね。

だから、保育所とかいろんなところ、子どもの手の届かないところにね、全部、ついてますもんね。育児教室か何かで、公立の保育所をずっと回って、行ったりしてるときなんか、みんな、手の届かないところにあるんですけど、あれは賢いです。

【事務局】

こちらにつきましては、一定、お伺いしたときに、例えば、扉で開け閉めができるようなところには ちゃんと開かないようなものがついているかとか、コンセントのところも、指などを突っ込まないよう に、防止のものが刺さってるかとか。角がある場合については、その防護をしてあるとか、その辺は確認 はしてきております。

【会長】

どうでしょう。

【委員】

危機管理のところで、火災とかの訓練はされてるとは書いてるのですが、避難訓練、これは火災とかそ ういうものを想定されているのでしょうか。

【会長】

そうですね。

【委員】

では、平常時の災害対策で一応、訓練というか役割分担については。総合的な災害対策の訓練をされているということですね。

【会長】

そうですね。園として必要なのは、園の状況に応じた対策なので、そういう点からいくとちょっと、この階段というのは、非常に大きなリスクになってますから、そこに対する対応をどうするのかというのは、ちょっと疑問になってきたりしますね。

【委員】

単なる災害時のことを書いておられるんですが、火災の、一応、消火係、火元の確認、初期消火、避難誘導。私、マンション住まいしてまして、1年に一度、消防法に基づいて、消防訓練を管理組合で実施してるんですが、実施して、消防署のほうに報告書を提出するんですが、そういうものは別に義務づけられてはないんですね、消防訓練をしなさいというのは。

【事務局】

そうですね。避難訓練は毎月するようにとはしていますけど、避難訓練の内容が、地震であったり、火 災であったりということで、毎月変えておられるということは把握しています。

【委員】

火災の場合の訓練をされたときに、消防署のほうに訓練の結果を提出するとか、そういう決まりはないんですかね。あと、平常時の災害対策となっていますが、非常時ですよね。平常時の災害対策、事前に決めておくことの部分はどうなってるのでしょうか。

【会長】

災害自体、非常時ですからね。そういうことになりますね。おそらく、平常時にいろいろ起こったことに対する対応策でしょうね。だから、すごく一般的といったらおかしいですけども、総合的なものになってしまっているかなと感じます。

【委員】

今、会長も言われた、この建物のことを、そういう建物のことを頭に入れた中での対策かと言うと。

【会長】

ではないんですね。

【委員】

樹保育所宮之阪園は建物上、消防署から1年に一度、設備の点検とか、そういう検査が入ったりするんですか。一般家庭の住戸ではないので、こういう子どもさんを預かっておられる施設ですので。そういう消防関係の設備は気になります。

【事務局】

認可保育所は、消防設備は年に1回点検が義務づけられています。ただ、それは、業者がする点検ですので消防が来るというわけではないです。ただ、ここは小さいので多分、その対象外になっている。設備自体持ってませんからね。対象外になるのかなとは思います。

【委員】

今おっしゃてるのは、火災。

【事務局】

はい、火災警報器を当然つけないといけない。

【委員】

そうそう、きっちり作動するかとか。

【事務局】

そうですね。

【委員】

そういうことですね。設置されてるかどうかとか。そういうのは最初の竣工時にチェックされてると思 うので、それは問題ないと思うんですが。

【会長】

多分、これは民家ですから、それはされてないと思います。

【委員】

今、消防署のほうでは火災報知器の設置しなさいということを厳しく、我々にも協力を求めています。

【委員】

もう10年になりますからね、つけてても電池切れになったりするから。

【会長】

はい、ちゃんと点検しなさいということですね。

そうですね。ちょっと、直接、園の運営にかかわるようなことではないんですが、そういう災害が、いるんな形で起きてきますのでね。災害のそういう対策がどうかなというのと、この階段が日ごろの生活の中で一番、危険かなと思ったりしています。

【会長】

委員がおっしゃったように、家庭用のエレベーターをつけるのがいいかもしれませんね。

【委員】

今、建物の構造で、ひょっとしたら設置できないかもわかりませんね。基礎的に弱いと思います。こういうボックスをはめ込んで、今、駅のエレベーターありますよね、ホームに上がる、あれなんかは、ボックスをはめ込んでされるので、ただ、建物的にいけるのかですが。

【会長】

玄関の横ですね。玄関の横のところに、そういうのがつけられるかどうかですね。そして、2階の窓のところへぶち抜いてするかですけども。それとも、こちらのバルコニーの側で。

【委員】

はい、外づけみたいな。

【会長】

そうですね。それだったら可能かもしれません。中は多分、保育の面積でとってるので、そこを削って しまうと、必要面積が足りなくなります。

【委員】

まあ、大体、後づけでとなったら、表につけてるのが多いのは多いですね。

【会長】

なかなかちょっと困難なところもあるかもしれませんが。

よろしいですか。いろいろとご議論いただきまして、本当にありがとうございます。では、案件1につきましては、ここまでということにしたいと思います。

続きまして、案件の2ですが、事務局から、その他についてよろしくお願いいたします。

【事務局】

本日の資料等につきまして、ご不明な点や、また、追加でご質問いただける場合は、恐れ入りますが、 10月23日の水曜日までに、メールや電話などにより、事務局である「子育て事業課」までご連絡いた だきますよう、お願いいたします。

また、本日の会議録につきましては、事務局で案を作成いたしました後に、皆様にメールまたは郵送でお送りさせていただき、ご確認いただいた上で、決定したものをホームページ等で公表させていただきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。
【会長】
どうもありがとうございました。
それでは、令和元年度第1回の枚方市社会福祉審議会児童福祉専門分科会の児童福祉施設認可審査部会
を終了させていただきます。
本日は、皆さん、ありがとうございました。